

# 「群馬県住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（仮称）」の骨子案について

健康福祉部 食品・生活衛生課

## 1 住宅宿泊事業法の概要

- (1) わが国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、これらの者の来訪及び滞在を促進する目的で、「住宅宿泊事業法」（以下「民泊新法」という。）が公布された（平成29年6月16日）。
- (2) 都道府県知事への届出により、民泊新法の施行日（平成30年6月15日）以降、年間宿泊日数180日を上限に旅館業法の営業許可を取得しないで宿泊事業の実施が可能となった。

## 2 条例制定の理由

- (1) 民泊新法において、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために、一定のルールが示されており、都道府県知事へ「業務改善命令」や「業務停止命令」の監督権限が付与されている。
- (2) 民泊新法では「住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、政令の定める基準に従い、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を条例で制限ができる」とされている。
- (3) あらかじめ条例を制定しておくことにより、具体的な生活環境の悪化を防止する必要が生じた場合、迅速に区域と期間を制限することができる。

## 3 条例の骨子案

- (1) 条例で制限できる「区域と期間」は、以下のとおりとするほか、知事が特に必要と認める区域及び期間とする。
  - ① 区域  
学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）の周辺おおむね100メートルの範囲（※）  
※「おおむね100メートル」：旅館業法の規定を参考とした。
  - ② 期間  
月曜日から金曜日まで（祝日、各施設の休業日を除く。）
- (2) 制限する区域と期間を定める場合は、関係市町村の意見を聴取しなければならないものとする。
- (3) 制限する区域、期間及び施行期日は、告示で定めるものとする。  
※告示の例  
群馬県告示第〇〇号  
この告示は、〇年△月□日から施行する。  
区域：〇〇小学校の周辺おおむね100メートルの範囲  
期間：月曜日から金曜日まで（祝日、学校の休業日を除く。）
- (4) 条例施行期日：平成30年6月15日

## 4 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施（12月15日から30日間）。
- (2) 平成30年第1回定例県議会に条例案を上程。